

福利えいめ

第172号

令和7年11月発行

令和7年度にぎたつ会館教育活動支援企画

作品展示・販売 参加校募集!

にぎたつ会館では、職域貢献活動の一環として、県内学校の教育活動を組合員や会館利用者に広く紹介するための場を提供しています。



西条農業高等学校(販売)



大洲農業高等学校(展示)



松山盲学校(販売)



伊予農業高等学校(展示)



みなら特別支援学校
(レストランで使用中)

新たなコラボ企画を検討中です。ご参加いただける学校・アイデアを募集しています。



- 令和7年12月2日から組合員証・被扶養者証は利用できなくなります
- 19歳以上23歳未満の被扶養者の収入要件が150万円未満になります
- 8月に開催したセミナーの様子をお知らせします!

ご家族の方もお読みください。



公立学校共済組合愛媛支部

TEL (089) 941-5393 FAX (089) 943-8090

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地の2

支部HP <https://www.kouritu.or.jp/ehime/>





○令和7年12月2日から組合員証・被扶養者証は利用できなくなります

現在お持ちの組合員証・被扶養者証を健康保険証として利用できるのは、12月1日までとなります。12月2日以降、医療機関等を受診する際に必要なものを確認しましょう。
詳細については1頁をご覧ください。

○19歳以上23歳未満の被扶養者の収入要件が150万円未満になります

令和7年10月1日から19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者は除く。）の収入要件が変更になります。
詳細については4頁をご覧ください。

○8月に開催したセミナーの様子をお知らせします！

今年度も夏季に各種セミナーを開催し、どの会場も大変ご好評をいただきました。
セミナーの様子をご紹介します。6頁をご覧ください。

☆「福利えひめ」のバックナンバーは愛媛支部ホームページからもご覧いただけます。

<https://www.kouritu.or.jp/ehime/about/kanko/>



公立学校共済組合の各事業キャラクターをご紹介します



コーハーくん・スズちゃん
保健事業



タンキちゃん
短期給付事業



かめるん
長期給付事業



おたすケロ
貸付事業



旅ニャン
宿泊事業



CONTENTS

医療・年金グループからのお知らせ

- 令和7年12月2日から組合員証・被扶養者証は
利用できなくなります 1
- 被扶養者の認定と取消 2・3
- 19歳以上23歳未満の被扶養者の収入要件が
150万円未満になります 4
- 育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び
育児時短勤務手当金の給付上限相当額等が変更されました 4
- 在職中の年金の支給停止について 4
- 「医療費のお知らせ」（医療費通知）について 5

総務・健康グループからのお知らせ

- 健康診断の結果を確認しましょう！ 5
- 「特定保健指導」の対象となった方へ 5
- 8月に開催したセミナーの様子をお知らせします！ 6
- 四国中央病院 メンタルヘルスセンターコラム 7
- 公立学校共済組合
やすらぎの宿・他施設利用補助のご案内 8・9

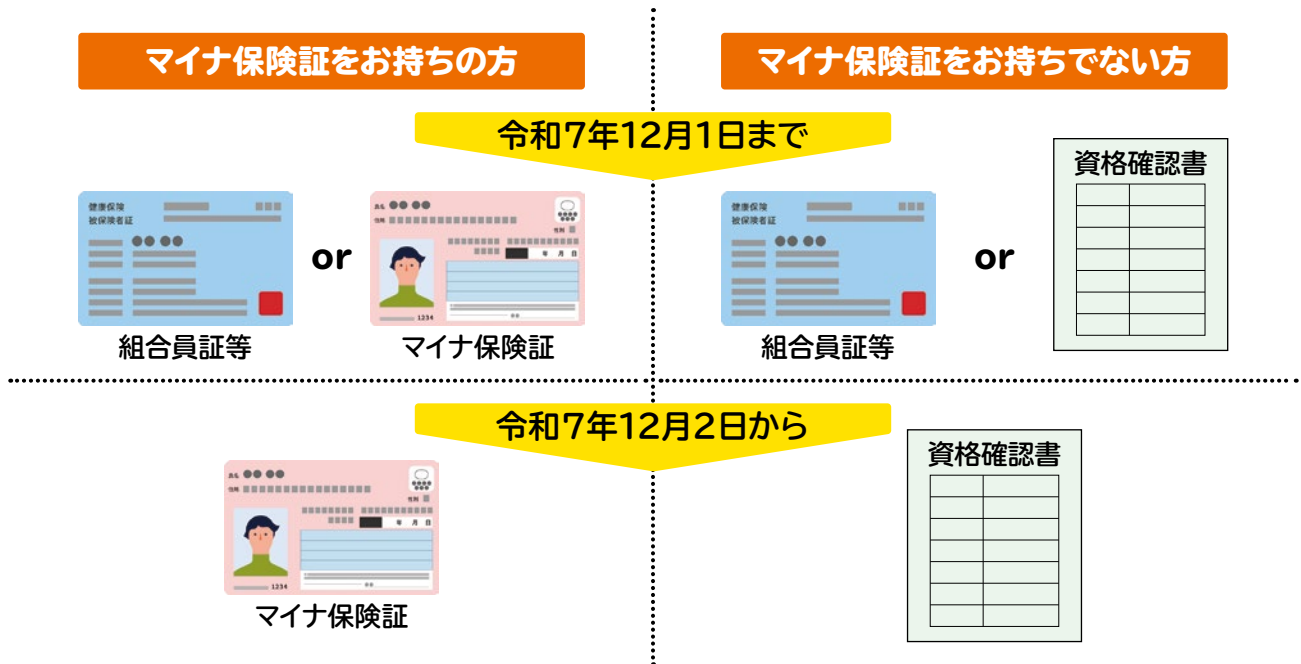
にぎたつ会館からのお知らせ

- にぎたつ会館からのご案内 10

令和7年12月2日から組合員証・被扶養者証は 利用できなくなります

12月2日から組合員証・被扶養者証（以下「組合員証等」）は利用できなくなります。

マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの）の有無によって受診方法が異なりますのでご注意ください。



マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を所属所経由で交付します。

対 象 者：次の両方に該当する方 ●有効な組合員証等を持っている方 ●マイナ保険証を持っていない方

交付時期：令和7年11月

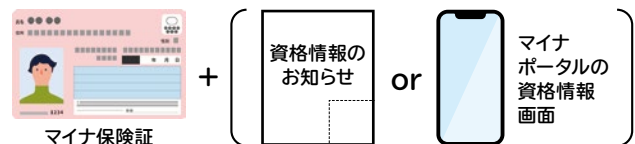
Q1 マイナ保険証の利用登録はどこで行えますか？

A1 次のいずれかの方法で登録が可能です。

①医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで行う ②マイナポータルから行う ③セブン銀行ATMから行う

Q2 医療機関等でマイナ保険証が使えない場合はどうやって受診するのでしょうか？

A2 医療機関がマイナ保険証に対応していない、カードリーダーの不具合、などでマイナ保険証が使えない場合は、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面」を提示することで保険診療を受けられます。



Q3 資格確認書の交付後に、マイナ保険証の利用登録を行いました。資格確認書はどうすればよいですか？

A3 即時返却の必要はありません。

なお、その後、資格確認書の有効期限内に組合員・被扶養者の資格を喪失した場合はご返却ください。

Q4 有効期限の過ぎた資格確認書はどうすればよいですか？

A4 返却の必要はありません。各自で破棄してください。

Q5 組合員証等はどうすればよいですか？

A5 返却の必要はありません。令和7年12月2日以降に各自で破棄してください。

なお、令和7年12月1日以前に資格喪失する場合は従来どおり返却が必要です。

被扶養者の認定と取消

毎年、「組合員等調査表」として、組合員・被扶養者の登録情報及び被扶養者の生計維持状況の調査を行っています。今年度も調査にご協力いただきありがとうございました。

今回の調査においても遡って取り消す事例が見受けられました。

被扶養者取消申告が遅れますと、それまでに当共済組合が給付した給付金（医療費の7割）等を返還していただくなど、多大な負担が生じることもあります。

被扶養者の就労条件や収入等をご確認いただき、雇用契約書や毎月の給料明細等を保管してください。

《被扶養者とは》

『組合員が主として扶養している』3親等内親族等で、一定の認定要件があります。

国内居住要件について

被扶養者は、住所（住民票）が日本国内であることが必要です。ただし、住民票上の住所が日本国内であっても、海外で就労するなど、生活の拠点が海外で、明らかに日本での居住実態がない場合は、被扶養者には該当しません。

住民票上の住所が日本国内にない場合は、原則として取消となりますが、海外派遣組合員に同行する者、就労目的以外で一時的に渡航する者等、国内居住要件の例外がありますので、詳細は医療・年金グループへ照会してください。

こんなときは取消です！

子が就労目的で海外へ渡航したが、就職先が見つからず、無職無収入状態。仕送りをし、生計を維持している。
⇒渡航目的が就労のため、渡航日で取消です。

所得限度額について

被扶養者の所得限度額は次のとおりです。

被扶養者の対象	所得限度額（年額）
障害を事由とする公的年金の受給要件に該当する障害程度である場合又は60歳以上である場合	180万円未満
当期末日現在の年齢が19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く。）の場合 詳細は4頁へ	150万円未満
上記以外	130万円未満

所得の推計に年度や年の区切りはなく、向こう1年間の合計で計算します。

パート・アルバイト等も雇用条件書等で所得の推計をしますが、収入が変動する場合は収入の実績（※1）で所得超過がないことを確認します。

（※1）直近過去12か月で所得限度額を、直近過去3か月連続で月額限度額（所得限度額÷12）を超過していないこと。

なお、勤務先の一時的な事情（昇給や勤務条件の変更を除く。）により収入が増加し、事業主の証明書で確認できる場合は、一時的な収入変動として取り扱います。

こんなときは取消です！

子が雇用期間4か月の短期のアルバイトを始めた。労働条件上、1か月あたり20万円程度の収入が見込まれる。
⇒雇用期間が3か月を超え、労働条件上、当初から月額限度額を超過することが見込まれるため、雇用開始日で取消です。

所得税法上とは異なり、非課税所得も含みます

給料、報酬、諸手当、非課税所得、事業等所得、資産運用収入（収益、配当、分配金等）、各種給付金、公的年金（老齢、障害、遺族）、個人年金、財形年金、司法修習生の修習資金、研究奨励金等

【事業等所得】

必要経費の控除は所得税法上とは異なりますので、確定申告時の書類で判定します。

事業等収入総額から控除できる経費（※2）を差し引いて130万円以上となる場合は、医療・年金グループへご連絡ください。

（※2）控除できる経費例：売上原価、給料賃金、地代家賃（事業専用の場合のみ。以下同じ。）、修繕費。

控除可能な必要経費の詳細は医療・年金グループへご確認ください。

【資産運用（株・投資信託等）収入】

1月から12月の1年間の取引結果（年間取引報告書等）で判定します。

所得税法上とは異なり、繰越損失は控除できず、分配金はすべての額を含みます。

こんなときは取消です！

夫（61歳）は、個人年金50万円と、不動産収入200万円があり、不動産収入の経費としては、減価償却費が60万円、修繕費が30万円ある。

⇒減価償却費は認定上は控除できないので、控除できる額は修繕費の30万円です。
所得超過のため、確定申告日で取消です。



子の扶養：夫婦の収入を比較してください

子を扶養する場合、組合員の配偶者が被扶養者でない場合は、『夫婦共同扶養』となります。

毎年、夫婦の年間収入（過去の収入、現時点での収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）を比較し、高い方の1割を超える差がある場合は、収入の高い方が主たる扶養者となります。

夫婦の年間収入は、被扶養者認定時だけでなく、源泉徴収票の交付時や収入状況が変わった時など、その都度、比較確認をしてください。

こんなときは取消です！

夫婦共働きで子ども2人は私（組合員）の被扶養者。源泉徴収票で夫婦の収入を比較すると、配偶者の方が多く1割を超える差があり、今後も夫婦の収入は前年と同程度で配偶者の方が多い見込み。

⇒夫婦の年間収入が逆転した場合は、配偶者へ扶養替えする必要があるため、速やかに医療・年金グループへご連絡ください。

配偶者の保険者等が認定することを確認してから取消することとなります。



別居の場合：生計維持条件（送金額）を確認してください

被扶養者が組合員と別居している場合は、次の送金額等を満たしたうえで、実生活上で組合員が主として生計維持（被扶養者の生活費等の主要部分を組合員が負担）しているか確認してください。

①組合員からの仕送り等 $\geq$ （被扶養者の収入+組合員と他者からの仕送り等）の3分の1

②組合員からの仕送り等>他者からの仕送り等

こんなときは取消です！

別居の母のパート収入が月6万円ほどだったが、2か月前から、月9万円ほどに増えていた。仕送り額は毎月4万円。

⇒組合員の負担額が条件を満たさなくなっています。不規則の送金や物資での援助等、総合的に勘案したうえで条件を満たさなければ取消です。

被扶養者の収入が所得限度額未満であっても、送金額が不足すれば取消となります。

被用者保険の被保険者は被扶養者には該当しません

被扶養者の方が勤務先で健康保険の適用がある場合、収入が所得限度額未満であっても被扶養者にはなれません。

こんなときは取消です！

妻はパート勤務で、収入は9万円ほどだが、勤務先で健康保険に加入した。

⇒健康保険の被保険者資格を取得したため、健康保険の資格取得日で取消です。

《新たに被扶養者の認定を届出するには》

ご家族が新たに被扶養者として認定が必要となった場合は、速やかに所属所へ申し出て、必要書類を所属所へ提出してください。

届出期限と認定日について

被扶養者の認定要件を備えた場合は、認定要件を備えた日から30日以内に届出をすることとなっています。

○30日とは…認定要件を備えた翌日から30日です。

○届出とは…被扶養者認定申告書及び必要書類を所属所へ提出することです。

認定要件を備えた翌日から30日以内に届出された場合は、認定要件を備えた日に遡及して認定できますが、**30日を超えて届出された場合は、届出日（所属所受付日）からの認定**です。

なお、**雇用保険関係書類は、後日提出可**としています。



こんなときは認定を！

子が退職し、雇用保険は受給開始まで3か月ほどある。健康保険の任意継続はしていない。別居しているが、退職前に仕送り（月6万円ほど）を始めた。

⇒健康保険の資格を喪失し、退職前に仕送りによる生計維持関係があるため、健康保険の資格喪失日（退職日の翌日）で認定できます。

なお、別居で送金していない場合は、生計維持関係がないため認定できません。

また、認定後に雇用保険（日額3,612円以上）を受給した場合は、雇用保険の支給期間の初日で取消となります。

19歳以上23歳未満の被扶養者の収入要件が 150万円未満になります

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえて、令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者は除く。）の収入要件が年額150万円未満（月額125,000円未満）に引き上げられます。

なお、この場合の年齢は、その年の12月31日現在の年齢で判定します。

	18歳 ▼	19歳 ▼	20歳 ▼	21歳 ▼	22歳 ▼	23歳 ▼
扶養 認定	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
	130万円 未満	150万円未満				130万円 未満

※19歳に到達する年をN年とする。

暦年で限度額が
変わるんだね。



育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び 育児時短勤務手当金の給付上限相当額等が変更されました

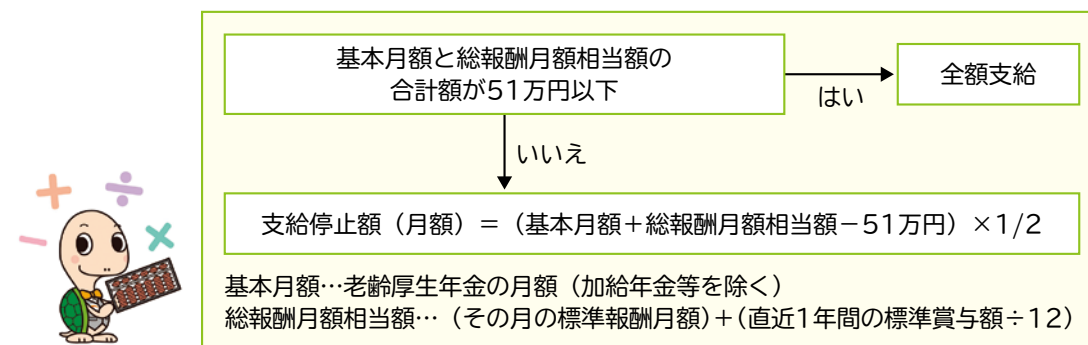
令和7年8月1日以後の期間について支給される育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金の給付上限相当額等が次の通り変更されました。

区 分	給付上限相当額等	
	変更前（令和7年7月休業分まで）	変更後（令和7年8月休業分から）
育児休業手当金（50％適用の場合）	10,697円	10,984円
育児休業手当金（67％適用の場合）	14,334円	14,718円
育児休業支援手当金	2,781円	2,855円
介護休業手当金	15,778円	16,207円
育児時短勤務手当金（支給限度額）	459,000円	471,393円
育児時短勤務手当金（基準報酬月額相当額）	470,700円	483,300円
育児時短勤務手当金（最低限度額）	2,295円	2,411円

在職中の年金の支給停止について

老齢厚生年金・退職（共済）年金の受給者の方が、常勤の公務員や民間会社等に勤務し、勤務先で厚生年金保険に加入している場合や国会議員・地方議会議員である場合は、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。（以下「在職停止」といいます。）

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が51万円を超えた場合に、下記により年金額が停止になります。



注1 複数の実施機関から年金の支給を受けている方が在職中の場合、すべての老齢厚生年金の合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

注2 退職共済年金（経過的職域加算額）、退職年金（年金払い退職給付）は、常勤の公務員など組合員として再就職した場合は、全額支給停止されます。

注3 上記の51万円は、令和7年度の額であり、変更される場合があります。

「医療費のお知らせ」（医療費通知）について

組合員及び被扶養者の皆さまに、医療費の額を具体的に理解していただき、健康管理に寄与するため、「医療費のお知らせ」（医療費通知）を令和8年2月上旬に発送する予定です。

発送先は例年どおり組合員の所属所宛としておりますが、発行が不要な方や、やむを得ず被扶養者の発送先を変更したい場合（単身赴任や育児等の休職中による変更は不可）は、申請書を送付いたしますので令和7年12月12日（金）までに医療・年金グループ（089-941-5393）までご連絡ください。（毎年申出が必要となります）



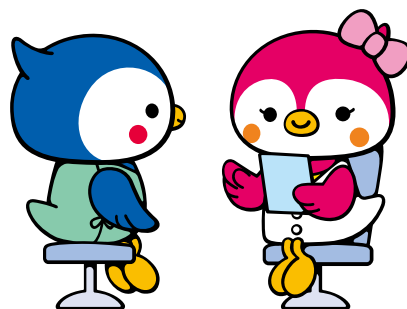
総務・健康グループからのお知らせ

健康診断の結果を確認しましょう！

健康診断は、ご自身の健康状態を確認するのに絶好の機会です。自覚症状があらわれにくい生活習慣病を早期に発見し、早期の治療に繋げるためにも健康診断の結果を確認しましょう。

なお、諸事情により職場における健康診断を、今年度に受けることが出来なかった方は、希望により特定健康診査を受診することができます。受診を希望される方は申出書を愛媛支部までご提出いただくと、特定健康診査受診券を送付しますので、実施機関で受診して下さい。費用は**無料**です。

申出書：愛媛支部HP→特定健康診査・特定保健指導の手続き
→特定健康診査等について



「特定保健指導」の対象となった方へ



今年度の特定健康診査（定期健康診断や人間ドック等）の健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門職（保健師、管理栄養士等）が生活習慣改善のサポートをします。

対象の方には委託先のSOMPOヘルスサポートから所属所訪問、遠隔面談による初回指導のご案内があります。

この機会に特定保健指導を受けてください。



※医療機関等でも特定保健指導を受けることができます。その場合は利用券が必要になりますので、当支部総務健康グループまでご連絡ください。

実施機関：愛媛支部HP→特定健康診査・特定保健指導の手続き→愛媛県内の特定健康診査・特定保健指導の実施機関について



8月に開催したセミナーの様子をお知らせします！



8月4日(月) 介護講座

講師 四国中央病院 リハビリテーション科 総括主任理学療法士 鈴木 誠

内容 自宅での介護等における移動助方法について、前半は座学にて解説、後半は実技指導を行った。

参加者の感想

- 実践できる内容でとてもわかりやすかったです。
- こういった知識を知っていると、心身ともに負担の度合いが下がってくると思う。
- 力を必要としない介護技術を身に付けたいと思いました。大変勉強になりました。



8月7日(木) ライフプランセミナー

講師 伊予銀行 個人コンサルティング部 堀 達夫

内容 初級編という位置づけで人生100年時代への備えとして、お金に関する正しい知識や国の制度を学ぶことで将来の資産形成の必要性を理解する。

参加者の感想

- NISAやiDeCoについて、興味はあっても詳しく知る機会がなかったので良かった。
- とても役に立つ内容で、一つの選択肢として活用したいと思った。
- もっと若い年齢からNISAやiDeCoを知っていれば良かったかも。



8月20日(水) 若手組合員健康づくりセミナー

講師 RIZAP株式会社 講師

内容 ヘルスマネジメントとして健康習慣の確認や目標の立て方・食事に関することを座学で学び、後半は実技を交えながら参加者で運動を行った。

参加者の感想

- 体づくりへのモチベーションが高まった。
- 食事の大切さがわかったのでタンパク質を摂るようにしたい。
- 食事や生活での小さなことへの改善を考えるようになった。



8月27日(水)・29日(金) 健康づくり出張講座 (宇和島会場・新居浜会場)

講師 公立学校共済組合四国中央病院 主任心理療法士、
合同会社ラフィット 運動インストラクター

内容 前半はストレスコーピング（次ページにコーピングの説明あり）、後半は「休息」「運動」「栄養」などに関する正しい知識や、回復のためのルーティンを学ぶ。

参加者の感想

- 疲労について学べたり、実際に体を動かすことでリフレッシュになった。
- ストレッチがよかった。スッキリした。
- 講師の方が楽しい雰囲気でお話いただき良かった。



8月28日(木) 愛媛県在宅介護研修センター見学プログラム

講師 愛媛県在宅介護研修センター センター長 金田 由美子

内容 座学と施設見学を行い、被介護者と接する際の考え方やご自宅にあるような設備に一工夫を加えて負担を減らすコツを学びました。

参加者の感想

- とても充実した内容でしたありがとうございました。他の方にもすすめたい。
- 認知症の父への関わり方が変わりそうだと思いました。
- 実習（演習）が多くあったのがよかった。



せっかく富山に行くがなら

高志会館の美味しい中華を食べて帰られ。

「栄養薬膳師」の有資格者である中国料理長 栗田 高文が旬の食材を使用し、食材の旨味、食べ合わせ、食感や香りを考え組みあわせた季節限定のコースをご準備いたします

お部屋は洋室（シングル・ツイン）と和室（10帖、12帖）からお選びいただけます

中華・美味彩々宿泊プラン

1泊2食付 2名様より承ります

14,200円（税込）

※繁忙期はプラス 1,000円（税込）

館内レストラン『リトル上海』にてお召し上がりいただきます
リトル上海 定休日（火曜日）にはご準備できません



冬季（12月～2月）限定「冬梅（とんめい）」コース



※その他、1泊2食付きプラン（夕食・和食）は 13,800円より
ご準備しております

観光におすすめ！

富山市ガラス美術館

ニューヨークタイムズ「2025年
に訪れるべき52の場所」で
富山市が選出され、その中で
紹介されました

ご予約・お問い合わせ

TEL 076-441-2255

パレブラン高志会館

〒930-0018

富山市千歳町 1-3-1

<https://www.koshikaikan.com/>



※料理イメージ

神戸ビーフ®指定登録店

神戸北野ダイニング

NinNin

夕食に神戸ビーフコースをご用意。
低温燻製のユッケやカツサンド・
陶板焼など全7品、きめ細かな
霜降りと赤身の旨味を存分に
味わえます。

朝食は「ひょうご五国」から厳選した
地元食材を使った和御膳をご用意。
贅沢な夕食と朝食をごゆっくりと
お楽しみください。

**神戸ビーフコース
ディナー付宿泊プラン**

誉（ほまれ）

1泊2食付 お一人様
ツインルームお二人ご利用で

18,500円～

※プラン除外日：水曜日（レストラン定休日）年末年始・ゴールデンウィーク等 ※土曜日と休前日は2,000円増となります。
※入荷状況によりメニュー内容が変更になる場合がございます。※料金には税金・サービス料が含まれております。

ご予約
お問い合わせ



ホテル北野プラザ六甲荘

www.rokkoso.com/

078-241-2451（代表）

〒650-0002 神戸市中央区北野町1-1-14





インスタ
ブロー
募集中!

冬

おすすめ 宿泊プラン

期間
限定

12.1 (月) ~ 1.31 (土)

※除外日あり

※写真はイメージです。
内容は仕入れ状況により異なります。



組合員様特別価格（消費税・サービス料・入湯税別）

【源泉掛流し貸切風呂無料利用付】

豊後の旬を心ゆくまで・冬の贅を尽くした饗宴

由布会席プラン

お一人様 17,900円～

※休前日・特日・シーズンにより料金が異なります。
詳しくはお電話にてお問い合わせくださいませ。



公立学校共済組合
別府保養所
〒874-0902 大分県別府市青山町5-73

【豊泉荘】







●車でお越しの場合:
別府ICより
県道52号線を
約12分

●電車ご利用の場合:
JR別府駅よりタクシーで
約7分

Tel.0977-23-4281

<https://www.housensou.com/>



他施設利用補助の案内

愛媛支部の組合員およびその家族等が、下記の指定宿泊施設に宿泊する際、宿泊補助が受けられます。
ただし出張など、公費として宿泊料相当額が支給される場合は、利用できません。

《宿泊助成内容》

【宿泊助成指定施設】

所在県	施設名	所在県	施設名	所在県	施設名
北海道	ホテルライフオー・札幌	三重県	プラザ洞津	徳島県	ホテル千秋閣
岩手県	サンセール盛岡	滋賀県	ホテルピアザびわ湖	香川県	ホテルマリンパレスさぬき
宮城県	ホテル白萩	京都府	花のいえ	高知県	高知会館
福島県	あづま荘	大阪府	ホテルアウィーナ大阪	福岡県	福岡リーセントホテル
茨城県	ホテルレイクビュー水戸	兵庫県	ホテル北野プラザ六甲荘	福岡県	小倉リーセントホテル
埼玉県	ホテルブリランテ武蔵野	奈良県	ホテルリガーレ春日野	佐賀県	グランデはがくれ
千葉県	ホテルポートプラザちば	和歌山県	ホテルアバローム紀の国	長崎県	ホテルセントヒル長崎
富山県	パレプラン高志会館	鳥取県	白兔会館	熊本県	水前寺共済会館グレース
長野県	ホテル信濃路	島根県	サンラポーむらくも	大分県	豊泉荘
長野県	みやま荘	岡山県	ピュアリティまきび	宮崎県	ひまわり荘
愛知県	ホテルブラ王山	山口県	セントコア山口	鹿児島県	ホテルウェルビューかごしま

【補 助 額】 1人1泊2,000円（利用額が4,000円未満の場合は、その半額。）

【対 象 者】 公立学校共済組合愛媛支部の組合員及び3親等以内の親族 ※任意継続組合員は、補助対象外です。

【利用方法】 ① 直接、施設へ宿泊予約を行ってください。
電話の場合は、「公立学校共済組合愛媛支部」の宿泊利用補助を使用することをお伝えください。
② 「宿泊利用補助券」の券面に必要事項を記入し、宿泊日当日、施設のフロントへ提出してください。
また、下記の資格確認書類を提示してください。

資格確認書類（コピー可）

- 現行の組合員証（令和7年12月1日まで）
- 資格確認書
- 資格情報のお知らせ
- マイナポータルの情報画面

③ 精算の際、補助額を差し引いた金額が請求されます。

組合員の皆様にはご支援、ご協力を賜り、職員一同心より感謝申し上げます。



※写真はイメージです

会席料理6,000円
+ 飲み放題2,000円

会食利用補助(2,000円)
ご利用で

ご負担額

(税・サ込)

6,000円



1年のご愛顧に感謝して…

生ビールサーバーまたはワインサーバーサービス!!

(通常 飲み放題プラス各200円 両方プラス300円)



宿泊・会食利用補助が変わりました!

対象の範囲が広がりました!!

令和6年度

令和7年度

組合員と被扶養者 → 組合員と3親等以内の親族

会食利用補助ご利用は、名簿でOK!!

令和6年度

令和7年度

全員分の利用補助券提出 → 名簿の提出

※ご利用回数(12回/年)の変更はございません。回数管理は当館で行います。

慶弔行事利用補助

組合員またはその被扶養者が主催する長寿祝い・子どものお祝い・法事・婚礼パーティ等にご利用いただけます。事前にご相談ください。

○利用総額の3分の1、上限1回当たり20,000円まで
○回数制限なし。

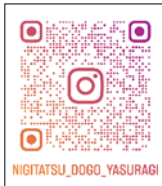
やすらぎの宿
イメージキャラクター
「旅ニヤン」



Follow me!!



にぎたつ会館HP
<https://nigatsatsu.jp>



NIGATATSU_DOGO_YASURAGI

公立学校共済組合道後宿泊所

にぎたつ会館

〒790-0858 松山市道後姫塚118-2

NEW!! 飲みとくプラン

☆当館でのご宴会後にご宿泊する組合員様対象☆

一泊朝食付き 5,600円 → 宿泊利用補助(2,800円) ご利用で ↓

2,800円 (税・サ・入湯税込)

予約受付: 平日1ヶ月前～ 土曜・祝前日2日前～
土曜・祝前日: プラス1,000円

※当日宿泊利用補助券・組合員証等資格の確認のできるものをご持参ください。

RENEWAL!! とくとくプラン

平日のご予約が

県内全域1ヶ月前から可能となりました!

一泊朝食付き 6,000円 → 宿泊利用補助(3,000円) ご利用で ↓

3,000円 (税・サ・入湯税込)

但し、土曜・祝前日は、プラス1,000円で、2日前からのご予約受付となります。

※当日宿泊利用補助券・組合員証等資格の確認のできるものをご持参ください。

TEL:089-941-3939

FAX: 089-932-8370 E-mail: nigatsatsu@islands.ne.jp

皆様のご来館を職員一同、心よりお待ちしております。